

## ●香川県監査委員公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和2年8月28日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 物品について 前年度指導した備品の払出し年月日の登録誤りを訂正していなかった。 (廃棄物対策課)	ア 物品について 過年度の備品については、訂正登録は不可であった。今後は、売却の備品について、物品出納命令者等が、備品出納通知書（払出し）により通知等する際に、出納年月日を契約書等で確認するなど、照合確認を徹底する。